

がんと闘う
あなたを応援します!



NTTグループ

団体がん保険



契約者: 日本電信電話株式会社



NTTグループ

団体がん保険

保険期間

2025年4月1日午後4時～2026年4月1日午後4時
(中途加入の場合は補償開始日から2026年4月1日午後4時まで)

NTTグループ団体がん保険のうれしいメリット

保険割引率

37%適用!!

NTTグループのスケールメリットを
活かした団体割引を適用!
(団体割引30%×損害率による割引10%)

独自補償

健康保険が適用されない先進
医療だけでなく、**拡大治験、
患者申出療養**にも対応する
保険です。

がんの

**セカンドオピニオン
紹介サービス付き**
(無料)

代理店・扱者

 NTTグループ総合保険代理店
きらら保険サービス株式会社

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
総合営業第三部情報通信事業室

NTTグループ団体がん保険は、 がんと闘う社員を応援します

早期発見、早期治療により、がんは治る病気になりました。
一方で、がんの治療をしながら、仕事を続ける社員も増加しています。
団体がん保険は、がんの治療にかかる費用をカバーすることで、
がんと闘う社員から、経済的な不安を取り除き、
安心して治療に専念できるように作られた保険です。



NTTグループ団体がん保険のメリット



保険割引率**37%**
が適用されています。

(団体割引30%×
損害率による割引10%)



1年更新なので働き盛りの
年代の方が割安な保険料で
がんに備えることが
できます。



パソコンで
加入手続きができます。

また、加入にあたって
医師の診査は不要です。



ご家族
(配偶者(パートナー)、
親、子ども)も加入する
ことができます。

詳細は7ページを
ご覧ください。



退職後も89才まで
継続することが
できます。



NTTグループ団体がん保険(団体総合生活補償保険(MS&AD型))は、 さまざまながん治療に対応できる保険です。

がんの主な治療法として、
手術・放射線・抗がん剤の「3大治療」があります。

診断

がん診断



がんと診断され
治療を開始したら、
一時金をお支払いします。

治療

入院

手術

放射線



がんの治療を目的として入院、手術や放射線治療を受けた場合に、入院保険金、手術保険金、放射線治療保険金をお支払いします。

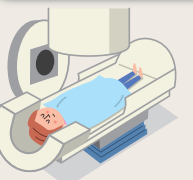
抗がん剤

通院



抗がん剤治療を受けた場合や入院前後に通院した場合、抗がん剤治療保険金、通院保険金をお支払いします。

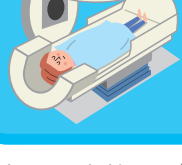
高度医療(先進医療・拡大治験・患者申出療養)



高度医療(先進医療、拡大治験、患者申出療養)を受けた場合、高度医療保険金をお支払いします。(がん以外の病気やケガも補償対象となります。)

●経過観察・再発予防

補償プランとお支払いする保険金

	Aプラン (基本プラン)	Bプラン (入院・通院2倍プラン)	Cプラン (診断保険金・入院・通院2倍プラン)
 がん診断保険金 1回限度	一時金 100万円	一時金 100万円	一時金 200万円
 入院保険金^(※1) 1,095日限度	入院1日あたり 5,000円	入院1日あたり 10,000円	入院1日あたり 10,000円
 手術保険金^(※1)	入院中の手術：入院保険金日額の 20倍 入院中以外の手術：入院保険金日額の 5倍		
 放射線治療保険金^(※1)	入院の有無を問わず 入院保険金日額の 10倍		
 抗がん剤治療保険金	下記以外の抗がん剤治療を受けた月ごとに 6万円 乳がん、前立腺がんのホルモン療法を受けた月ごとに3万円 ※保険期間を通じて360万円が限度となります。仮に毎月抗がん剤治療を受けた場合、60か月が限度になります。その他の治療方法の金額の詳細はパンフレット12ページを参照ください。		
 通院保険金^(※1) 90日限度	通院1日あたり 5,000円	通院1日あたり 10,000円	通院1日あたり 10,000円
 高度医療保険金^(※2)	健康保険適用外となる高度医療 [※] にかかる実費(1,000万円限度) ※健保適用外のため全額自己負担		

抗がん剤治療特約では、抗がん剤治療を受けた月ごとにお支払いします。保険金のお支払いが限度額に達した場合は、その治療に対する保険金のお支払いは終了します。なお、抗がん剤治療が6か月以上中断し、その翌月以降に同じがんでの抗がん剤治療を再開した場合は別の抗がん剤治療とみなして保険金をお支払いします。

(※1) 約款上の正式な保険金名は冒頭に「疾病」がつきます。(※2) 約款上の正式な保険金名は「先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金」です。



保険割引率**37%**が
適用されています。

月払保険料表

■働き盛りの年代の方が割引適用の保険料でがんに備えることができます。

■退職後も89才まで継続することができます。

満年齢	Aプラン		Bプラン		Cプラン	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20～24才	160円	220円	170円	230円	190円	250円
25～29才	230円	390円	270円	430円	360円	520円
30～34才	340円	610円	410円	680円	590円	860円
35～39才	510円	750円	620円	860円	890円	1,130円
40～44才	720円	1,370円	870円	1,520円	1,290円	1,940円
45～49才	1,030円	2,210円	1,280円	2,460円	1,920円	3,100円
50～54才	1,570円	2,880円	1,990円	3,300円	2,770円	4,080円
55～59才	2,490円	3,590円	3,180円	4,280円	4,430円	5,530円
60～64才	4,420円	5,030円	5,500円	6,110円	7,910円	8,520円
65～69才	6,240円	6,400円	7,880円	8,040円	11,110円	11,270円
70～74才	8,600円	8,020円	11,040円	10,460円	15,200円	14,620円
75～79才	11,310円	10,280円	15,860円	14,830円	20,180円	19,150円
80～84才	11,370円	10,520円	18,250円	17,400円	20,630円	19,780円
85～89才	11,570円	10,770円	19,520円	18,720円	21,070円	20,270円

保険料は2025年4月1日時点の満年齢によります。ご契約更新時は更新後の保険始期(毎年4月1日)時点での満年齢による保険料となります。

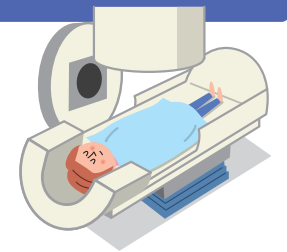


高度医療ってどんな治療なの？

「高度医療保険金」は治療費用だけでなく、**医療機関までの交通費、宿泊費(1泊1万円限度)**も補償します。

先進医療

厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養です。高い治療効果が注目を集めていますが、先進医療に係る費用は患者の全額自己負担となるため、高額な治療費が必要な場合があります。



注目 拡大治験

平成28年1月にスタートした国の制度。命にかかわる重い病気の患者に、承認されていない薬を人道的に治験*できるようにした制度です。通常の治験と異なり、患者自身が高額な費用を負担しなければならない場合があります。
※医薬品もしくは医療機器の製造販売に関して、医薬品医療機器等法上の承認を得るために行われる臨床試験のこと



注目 患者申出療養

平成28年4月にスタートした国の制度。患者からの申出をもとに審査を行い、より身近な医療機関で未承認薬などの先進的な医療を受診できるようにする制度です。未承認薬の使用など、患者申出療養に係る費用は患者の全額自己負担となるため、治療費が高額になる場合があります。



支 払 事 例 このような場合にお役に立ちます！ (Bプランにご加入の場合)

がんと診断され、30日間入院した後、先進医療を受けたケース

がんの重粒子線治療の場合

がん細胞に粒子線を照射して死滅させる治療方法。「切らずに治せる」治療法として脚光を浴びています。

この治療の技術料 ※出典:令和4年12月8日厚生労働省「第117回先進医療会議」資料「令和4年度先進医療技術の実績報告」をもとに試算
平均約316万円*
 (先進医療部分は全額自己負担)



お支払いする保険金

- 入院保険金
10,000円×30日=30万円
- がん診断保険金=100万円
- 合計 130万円**



Point

先進医療・拡大治験・患者申出療養について1,000万円限度に保険金をお支払いします。

◆「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、)をいいます。先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。

乳がんと診断され手術(入院中)を受け20日入院したケース

お支払いする保険金

- 入院保険金
10,000円×20日= 20万円
- 手術保険金 = 20万円
- がん診断保険金 =100万円
- 合計 140万円**

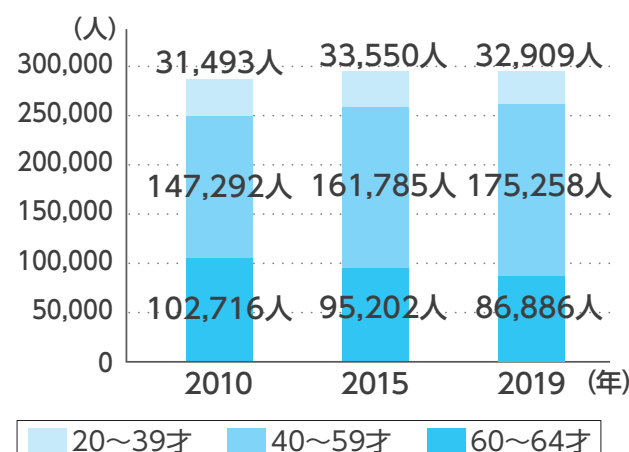


がんの治療法は日進月歩で進化しています。NTTグループがん保険はがんの治療法の進化に合わせ、これからも毎年補償内容の見直しをしていきます。

Pick up!! データでみる **がん**

働く世代のがん罹患数(推定)の推移

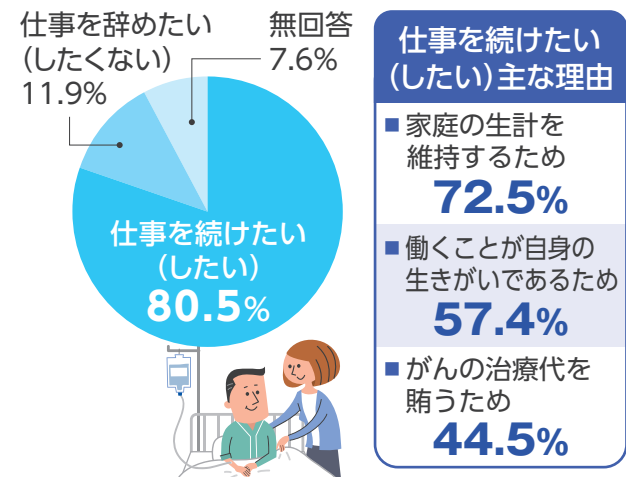
働く世代のがん罹患数は年々増加しています。



国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」から作成

がん患者の就労の意向

がんになっても仕事を続けたいと答えた人が8割を超えています。



東京都福祉保健局「がん患者の就労等に関する実態調査」報告書(平成26年5月)から作成

Pick up!! データでみる **通院でも治療できるがん治療**

これまで

入院治療中心

- 体に負担の大きい手術
- 入院を要する抗がん剤治療

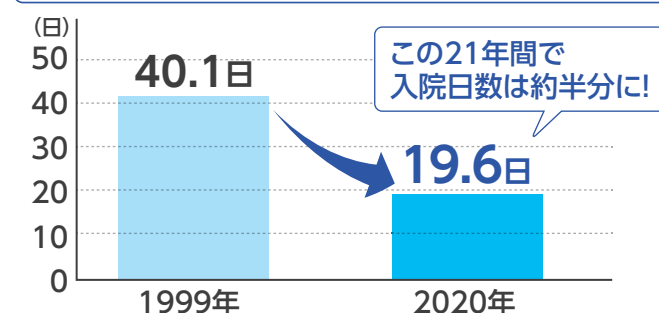


近年

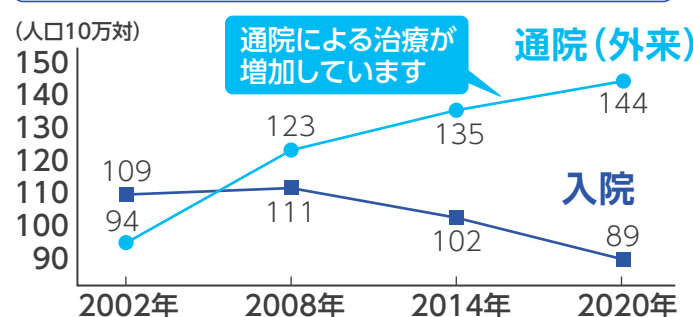
- 傾向① ▶ **入院期間の短縮化**
治療技術の高度化(内視鏡による手術等)等
- 傾向② ▶ **通院治療の増加**
副作用の比較的小さい抗がん剤治療の普及等



がん(悪性新生物)の平均在院日数の推移(※1)



がん(悪性新生物)の通院(外来)、入院別受療率の推移(※2)



(※1) 出典:厚生労働省「患者調査(平成11年、令和2年)」
 (※2) 出典:厚生労働省「患者調査(平成14年、20年、26年、令和2年)」

保険のあらまし

▶ 商品の仕組み

この商品は団体総合生活補償保険普通保険約款の疾病補償特約、先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約、がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約、抗がん剤治療特約等をセットしたものです。

本保険が適用される疾病は、がん（悪性新生物・上皮内新生物[※]）が対象です。ただし、先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約はがん以外の病気やケガも補償対象となります。

※抗がん剤治療特約は、上皮内新生物は対象外

▶ 保険契約者

日本電信電話株式会社

▶ 保険期間

2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時までの1年間となります。

▶ 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等

引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますのでご確認ください。2か月連続で保険料のお支払いがなかった場合は最後に引き落としされた月の前々月の1日をもって脱退となりますのでご注意ください。ただし、ご加入後、最初のお支払いより2か月連続で引き落としができなかった場合は、最初からご加入がなかったものとさせていただきます。

▶ 加入対象者

在職者 保険始期日（中途加入日）時点において、日本電信電話（株）およびその系列会社^{※1}の在職者で、毎月給与の支払いを受け、かつ一般社団法人電気通信共済会で保険料の給与控除が可能なる方。

退職者 保険始期日（中途加入日）時点において、日本電信電話（株）およびその系列会社の退職者^{※2}で、氏名コード（NTTグループ会社共有の7桁の数字）を保有し、そのコードを提示できる方。

※1 系列会社とは日本電信電話（株）の子会社および関連会社を指します。

※2 退職者とは日本電信電話（株）およびその系列会社に10年以上勤務された方、または退職時に在職者として「本団体保険」に契約（加入）されていた方を指します。（勤務10年未満の方は一度脱退されると再加入ができませんのでご注意ください）

▶ 被保険者

上記加入対象者本人またはその配偶者（パートナー[※]）、親、子どもとなります。ただし、20才未満および90才以上は除きます。（2025年4月1日時点の満年齢によります。）

（注）保険金支払い時には、保険金の額により別途書類のご提出を求める場合もあります。

※「パートナー」とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。

▶ お支払方法

在職者 保険開始月の翌々月より給料控除となります。（月払）

退職者 保険開始月の翌々月より口座振替となります。（月払）

▶ 中途加入

毎月14日までの受付分は受付日の翌月1日（14日過ぎの受付分は翌々月1日）午前0時から2026年4月1日午後4時までとなります。

中途加入の受付は、2025年12月14日までとさせていただきます。次年度は2026年2月上旬からお申込みいただけます。

▶ 加入者証

保険開始月の翌月頃に加入者証を送付します。

▶ 退職時の取扱い

退職後もご継続いただけます。（ただし89才まで）保険料はご指定の口座から振替となります。（月払）

ご継続にあたっては、口座振替が始まるまでの保険料を一括してお振込みいただきます。退職後に手続きのご案内をお送りしますので、期日までに必ずお手続きをお願いします。（期日までに保険料のお振込みがない場合は退職月の前々月1日に遡って脱退となります）

▶ 解約（脱退）

この保険から解約（脱退）される場合は、きらら保険サービスのホームページの「解約フォーム」よりお手続きください。
(https://form.ki-ra-ra.jp/webapp/form/14087_vvu_201/index.do)

▶ 団体割引

団体割引は、前年のご加入人数（被保険者数）により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数（被保険者数）が2名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

▶ 自動継続の取扱い

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたプランでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

▶ 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。



お申込方法

▶ 新規申込み・更新手続方法

保険期間

2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時まで

保険料

- ・保険料は、保険始期日時点の満年齢によります。
- ・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点(4月1日)での満年齢による保険料となります。
- ・年令区分が変更になると、保険料が変更になります。

申込締切日

2025年2月28日(金)

お手続方法

▶ 新規にご加入の方

在職者

NTTグループ向けポータルサイトN-Biz Life Stationからお申し込みください。
N-Biz Life Stationが利用できない場合は二次元バーコードを読み込むか、下記URLよりお手続きください。
<https://www.ki-ra-ra.jp/ntt-dantai/>

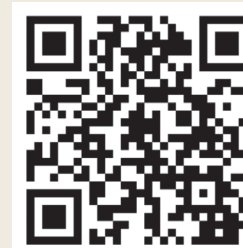
退職者

きらら保険サービスまでお問い合わせください。

▶ すでにご加入の方

現在のご加入内容と同等条件で継続加入を行う場合、お手続きは不要です。継続加入を行わない場合または前年と条件を変更して加入を行う場合は、お手続きが必要となります。

また、補償額を増やすプランに変更する場合は、改めて健康に関する告知が必要となります。



中途加入の
場合の
保険責任開始

在職者

インターネットでお手続きの場合

毎月14日までにインターネットで手続きが完了された方は翌月1日

退職者

きらら保険サービスまでお問い合わせください。



用語の定義については13ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。

▶ 告知の大切さについてのご説明

告知事項にはお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご入力ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「注意喚起情報のご説明(ご加入に際して、特にご注意くださいこと)」を必ずお読みください。

保険金のお支払方法等重要な事項は「重要事項のご説明」に記載されていますので、必ずご参照ください。

※インターネットでお手続きされる場合、ご家族につきましては、加入者ご本人がご家族に健康状況を確認したうえでご入力ください。



よくある質問



Q 更新時に、
プラン変更することは
できますか？

A 更新手続時にプラン変更のお手続きをしていただくことができます。保険金額を増額するプランに変更される場合には再度、告知が必要となります。またすでに発病と診断されている病気等がある場合で、再告知によりご継続できないことがあります。

※保険期間の途中でプランの変更はできません。

Q セカンドオピニオンサービスって
どうやって受けるの？

A 団体総合生活補償保険ご加入のお客さまとその同居のご家族の方について、ご利用可能な専用サービスです。

サービス受付の電話番号へご連絡頂き、ご相談いただくことが可能です。サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証の案内などをご覧ください。



Q 退職後も継続
できますか？

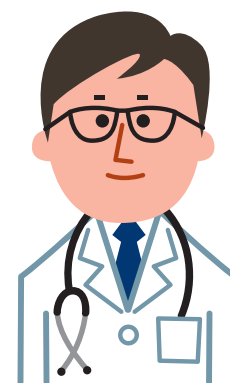


A 退職後も89才までご継続いただけます。
詳しくは、7ページの「退職時の取扱い」をご覧ください。



Q 現在、糖尿病で
インシュリン投与の
治療を受けています
が、加入することは
できますか？

A 残念ながら、ご加入いただくことはできません。新規加入には告知が必要となりますが、健康状態の告知内容によっては加入できない場合があります。



Q 条件付で加入したが、将来条件
を外すことはできますか？

A 更新時に改めて健康状態を告知いただくことで、条件を外すことができる場合があります。ただし、健康状態の告知質問事項の回答内容によっては、加入できない場合があります。

Q 更新すると保険料は
変わりますか？

A 保険料は、保険始期日
(2025年4月1日)時点
の満年齢によります。
詳しくはパンフレットの
月払保険料表をご覧ください。



Q 住所が変わりました。
どうすればいいですか？

A きらら保険サービスのホームページ
の「住所変更フォーム」よりお申し出
ください。



Q 補償期間はいつから
開始しますか？

A 保険始期日から補償されます。
中途加入の場合は毎月14日ま
での受付分は受付日の翌月1日
(14日過ぎの受付分は翌々月
1日)午前0時から補償されます。

「ご契約者さま専用ページ」のご登録をおすすめします

「ご契約者さま専用ページ」は、三井住友海上のオフィシャルWebサイトからご利用いただけるインターネットサービスです。
登録しておくことで、ご契約内容をご都合のよい時に確認いただけます。

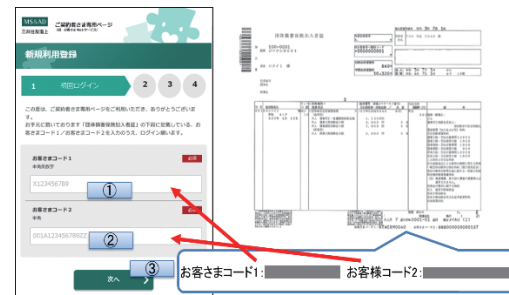
NTTグループ団体がん保険契約内容照会サービス時間

平日・土曜 7:00～24:00／日曜・祝日 7:00～22:00

▶ ご契約者さま専用ページに未登録の場合



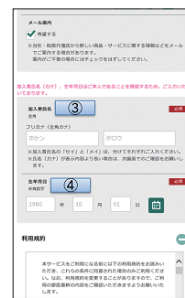
1 二次元バーコード読みとり
<https://opk.ms-ins.com/opkmsuser/AAU91.xhtml>



2 加入者証に記載されているお客さまコード1・2を入力し、次へをタップ

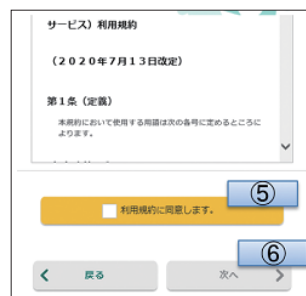


3 メールアドレス(ユーザーID)、パスワード入力

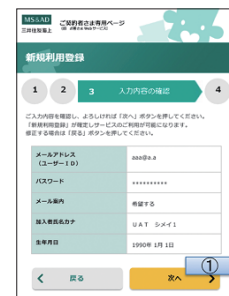


※ 氏名カナ、生年月日は加入者証の内容と一致させる必要があります。

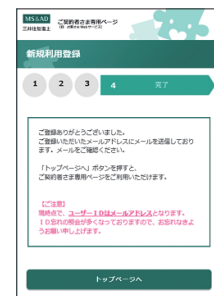
4 加入者氏名、生年月日を入力



5 利用規約に同意にチェックをし、次へをタップ



6 入力内容に誤りがないことを確認し、次へをタップ



7 登録完了

▶ ご契約者さま専用ページに登録済の場合



1 二次元バーコード読みとり、ご契約者さま専用ページへ
<https://opk.ms-ins.com/opkmsuser/AAU91.xhtml>



2 ログイン後、マイメニューをタップ



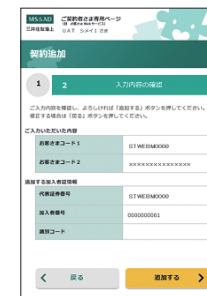
3 契約中の保険を追加するをタップ



4 団体損害保険専用ボタンをタップ



5 加入者証に記載されているお客さまコード1・2を入力し、次へをタップ



6 入力内容・追加する加入者情報を確認し追加するをタップ



7 契約追加完了

(注1) スマートフォンに二次元バーコードリーダー機能がない場合は、三井住友海上オフィシャルサイトからご登録ください。(注2) 二次元バーコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。(注3) 画面は予告なく変更になることがあります。



事故は いち早く



 プライバシー

 たいていします

 21000035

次ページへ続く

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合																			
疾病 保 険 金	疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病通院保険金の支払条件変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット 欄外（☆）参照	前ページから続く （注）疾病入院後通院および疾病入院前通院を、以下、「疾病通院」といいます。	前ページから続く ・1回の疾病入院※について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数※（90日）に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 （注2）疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 （注3）疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 （注4）疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	前ページから続く （＊3）公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 （＊4）その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 （＊5）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （＊6）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。																			
	がん診断保険金 ★がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	医師※によって、病理組織学的所見（生検）により特約記載のがん（悪性新生物）※に罹患したことが診断され、治療※を開始された場合（保険期間中にがんと診断された場合に限ります。） （注1）病理組織学的所見（生検）が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。 （注2）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん（悪性新生物）（*）を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がん（悪性新生物）（*）を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん（悪性新生物）（*）を発病した時が、がん診断時の属する日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 （*）がん（悪性新生物）と医学上因果関係がある病気※を含みます。	がん診断保険金額の全額 （注1）保険期間中1回に限りです。 （注2）被保険者が医師※から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。）が被保険者に代わって保険金を請求することができます。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」（（注）を除きます。）のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん診断時が、この保険契約の始期日（*）より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん（既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。） など （*）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。																			
	抗がん剤治療保険金 ★抗がん剤治療特約 ☆保険金の請求に関する特約セット	保険期間の開始後（*1）に発病※したがん（悪性新生物）※の治療※のため、保険期間中に抗がん剤（*2）治療を開始した場合 （注1）同一の月に複数回の抗がん剤治療を受けた場合は、1つの抗がん剤治療についてのみ保険金をお支払いします。 （注2）先進医療に該当するもの、治験薬剤による治療は補償の対象になりません。 （注3）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 この特約をセットした加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が抗がん剤治療の原因となったがん（悪性新生物）を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がん（悪性新生物）を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 次ページに続く	抗がん剤治療を受けた月ごとに次の額をお支払いします。 抗がん剤治療保険金額×下表の倍率 <table><tr><th colspan="2">世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類</th><th>倍率</th></tr><tr><td colspan="2">L01. 抗悪性腫瘍薬</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="2">L02. 内分泌療法（ホルモン療法）（*）</td><td>乳がん、前立腺がん</td><td>1</td></tr><tr><td>上記以外のがん</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2">L03. 免疫賦活薬</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2">L04. 免疫抑制剤</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2">V10. 治療用放射性医薬品</td><td>2</td></tr></table> 次ページに続く	世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類		倍率	L01. 抗悪性腫瘍薬		2	L02. 内分泌療法（ホルモン療法）（*）	乳がん、前立腺がん	1	上記以外のがん	2	L03. 免疫賦活薬		2	L04. 免疫抑制剤		2	V10. 治療用放射性医薬品		2
世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類		倍率																					
L01. 抗悪性腫瘍薬		2																					
L02. 内分泌療法（ホルモン療法）（*）	乳がん、前立腺がん	1																					
	上記以外のがん	2																					
L03. 免疫賦活薬		2																					
L04. 免疫抑制剤		2																					
V10. 治療用放射性医薬品		2																					

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合						
抗がん剤治療保険金 ★抗がん剤治療特約 ☆保険金の請求に関する特約セット	前ページから続く ただし、がん（悪性新生物）を発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前である場合は、②により算出した額をお支払いします。 （＊１）抗がん剤治療を補償する加入タイプに継続加入される場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。 （＊２）投薬または処方された時点で、がんを適応症として厚生労働大臣により承認されている次の①および②のいずれにも該当する薬剤をいいます。 ①厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者の罹患したがんの治療に対する効能または効果が認められた薬剤 ②世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、次に分類される薬剤 <table><tr><th>世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類</th></tr><tr><td>L 0 1 . 抗悪性腫瘍薬</td></tr><tr><td>L 0 2 . 内分泌療法（ホルモン療法）（＊３）</td></tr><tr><td>L 0 3 . 免疫賦活薬</td></tr><tr><td>L 0 4 . 免疫抑制剤</td></tr><tr><td>V 1 0 . 治療用放射性医薬品</td></tr></table> （＊３）内分泌療法（ホルモン療法）とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。	世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類	L 0 1 . 抗悪性腫瘍薬	L 0 2 . 内分泌療法（ホルモン療法）（＊３）	L 0 3 . 免疫賦活薬	L 0 4 . 免疫抑制剤	V 1 0 . 治療用放射性医薬品	前ページから続く （注）保険期間を通じて抗がん剤治療保険金額の1 2 0 倍が限度となります。 （＊）内分泌療法（ホルモン療法）とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。	前ページから続く （注）保険期間の開始時（＊２）より前に発病※したがん（悪性新生物）（転移したがん（＊３）を含みます）については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 （＊１）これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 （＊２）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約のご加入時をいいます。 （＊３）転移したがんとは、原発巣（最初にがんが発生した場所をいいます。）が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。
世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類									
L 0 1 . 抗悪性腫瘍薬									
L 0 2 . 内分泌療法（ホルモン療法）（＊３）									
L 0 3 . 免疫賦活薬									
L 0 4 . 免疫抑制剤									
V 1 0 . 治療用放射性医薬品									
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金 ★先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	ケガ※または病気※の治療※のため、保険期間中に日本国内において先進医療（＊１）、拡大治験（＊２）または患者申出療養（＊３）を受けた場合で、被保険者が先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を負担されたとき。 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気（＊４）を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気（＊４）を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療、拡大治験または患者申出療養を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 （＊１）「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）に限ります。）をいいます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療、拡大治験または患者申出療養に要する費用（基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費（＊）を除きます。） イ. 先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるための病院等との間の交通費（転院、退院のための交通費を含みます。） ウ. 先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるための宿泊費（1泊につき1万円限度） （＊）これに相当する家族療養費を含みます。 （注１）加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 （注２）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金額が限度となります。 （注３）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	【ケガの治療のため、先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けた場合】 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ 次ページに続く						

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金 ★先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	前ページから続く （＊２）「拡大治験」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第２条第１７項に規定する治験に係る診療のうち、人道的見地から実施される治験（＊５）をいいます。 （＊３）「患者申出療養」とは厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院または診療所において行われるものに限ります。 （＊４）先進医療、拡大治験または患者申出療養の原因となった病気と医学上因果関係がある病気＊を含みます。 （＊５）「人道的見地から実施される治験」とは医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成９年厚生省令第２８号）第２条第２５項、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成１７年厚生労働省令第３６号）第２条第２５項または再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成２６年厚生労働省令第８９号）第２条第２５項に規定する拡大治験をいいます。 （注１）医療技術、医療機関および適応症等が先進医療、拡大治験または患者申出療養に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療、拡大治験または患者申出療養の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療、拡大治験または患者申出療養に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 （注２）がんのみ補償特約は適用されず、がん（悪性新生物）＊以外の病気も補償対象となります。		前ページから続く ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具＊を用いて競技等＊をしている間のケガ など （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 【病気の治療のため、先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けた場合】 疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の（注）を次のとおり読み替えます。 （注）保険期間の開始時（＊５）より前に被ったケガまたは発病＊した病気（＊４）については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療（＊６）、拡大治験（＊７）または患者申出療養（＊８）に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療、拡大治験または患者申出療養を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して１年以前であるときは、保険金をお支払いします。 （＊４）その病気と医学上因果関係がある病気＊を含みます。 （＊５）先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （＊６）「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。 （＊７）「拡大治験」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第２条第１７項に規定する治験に係る診療のうち、人道的見地から実施される治験（＊９）をいいます。 （＊８）「患者申出療養」とは厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院または診療所において行われるものに限ります。 （＊９）「人道的見地から実施される治験」とは医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成９年厚生省令第２８号）第２条第２５項、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成１７年厚生労働省令第３６号）第２条第２５項または再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成２６年厚生労働省令第８９号）第２条第２５項に規定する拡大治験をいいます。

（☆）疾病保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金）
【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】
病気＊を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院（＊１）の原因となった病気（＊２）を発病＊した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。
①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
②この保険契約のお支払条件で算出した金額
ただし、病気（＊２）を発病した時が、その病気による入院（＊１）を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して１年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。
（＊１）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
（＊２）疾病入院（＊１）の原因となった病気と医学上因果関係がある病気＊を含みます。

補償対象外となる運動等
山岳登はん（＊１）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（＊２）操縦（＊３）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（＊４）搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 （＊１）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが５m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。 （＊２）グライダーおよび飛行船は含みません。 （＊３）職務として操縦する場合は含みません。 （＊４）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
補償対象外となる職業
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

【特約の説明】			
セットする特約	特約の説明		
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱＊、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。		
保険金の請求に関する特約（全セット）	被保険者が医師＊から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 （注）被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族（６親等内の血族および３親等内の姻族をいいます。）が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 <table><tr><td>本特約が適用される傷病名</td><td>・がん（悪性新生物）＊</td></tr></table>	本特約が適用される傷病名	・がん（悪性新生物）＊
本特約が適用される傷病名	・がん（悪性新生物）＊		
疾病手術保険金等支払倍率変更特約（全セット）	疾病手術保険金について、入院＊中に受けた手術＊の場合のお支払額を、〔疾病入院保険金日額〕×２０に変更します。		
がんのみ補償特約（全セット）	特約記載のがん（悪性新生物）＊の治療＊を目的とした入院＊および通院＊の期間ならびに手術＊および放射線治療＊に限り、疾病保険金をお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。		

【※印の用語のご説明】
●「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気＊をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
●「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
●「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
●「１回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて１８０日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気＊（これと医学上因果関係がある病気＊を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「１回の疾病入院」として取り扱います。
●「がん（悪性新生物）」には、上皮内新生物を含みます。
抗がん剤治療特約においては、上皮内新生物を含みません。
●「競技等」とは、競技、競争、興行（＊）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
（＊）いずれもそのための練習を含みます。
●「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（＊）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
①細菌性食中毒
②ウイルス性食中毒
（＊）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
●「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを含みます。
●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
●「支払限度日数」とは、支払対象期間＊内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称	・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金
-------------	-------------------

●「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院＊が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称	・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金
-------------	-------------------

●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第６５条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等＊を運転することをいいます。
●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（＊１）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
②先進医療＊に該当する診療行為（＊２）
（＊１）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
（＊２）②の診療行為は、治療＊を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
●「乗用具」とは、自動車等＊、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
●「先進医療」とは、手術＊または放射線治療＊を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
●「治療」とは、医師＊が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療＊を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を１回算定された場合は、最初の１回のみ通院したものとみなします。
●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
●「入院」とは、自宅等での治療＊が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師＊の管理下において治療に専念することをいいます。
●「発病」とは、医師＊が診断（＊）した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
（＊）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
●「病気」とは、被保険者が被ったケガ＊以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
●「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
②先進医療＊に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
（注）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

保険金をお支払いする場合に該当したとき

- ＜保険金支払いの履行期＞

- ### ＜保険金のご請求時にご提出いただく書類＞

- ### ＜代理請求人について＞

- (注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

- (*) 法律上の配偶者に限ります。

ご 注 意

- ＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞

- 【病気の補償】

【上記以外の補償】

＜税法上の取扱い＞（2024 年 11 月現在）

重要事項のご説明

契約概要のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

- ## 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

この保険は、被保険

加入タイプ	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象　－：被保険者の対象外)		
	本人（*）	配偶者	その他親族
本人型	○	－	－

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人（*）のうち、次のすべてに該当する方
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	・保険期間の開始時点で満20才以上満89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約	
抗がん剤治療特約	

- (*) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

保険金をお支

①保険金をお支払いする場合（支払

②保険金をお支払いしない主な場合（主な免

- ### (3) セットできる主な特約およびその概要

約款・特約に基づきます。

(5) 引受条件

2. 保険料

3. 保険料の払込方法について

分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じてご払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）
この保険は日本電信電話株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」「年令」

③被保険者の健康に関する告知

④被保険者の「性別」

(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。
- (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
- 保険金受取人については、普通保険約款・特約に定めております。
- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
- 被保険者が保険契約者以外の方である場合には、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき

・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。

・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*)保険契約

その他被保険者に係る部分に限ります。

3. 補償の開始時期
始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

11ページから13ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。

②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1) 保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について
ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

未経過期間

始期日

解約日

満期日

保険期間

8. 保険会社破綻時等の取扱い

14ページをご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

15ページをご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。

②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約（団体総合生活補償保険（MS&AD型））をお申込みされる場合のご注意事項

①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。

②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。

③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年令により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。

④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

NTTグループ総合保険代理店

きらら保険サービス株式会社

TEL 0120-590-251

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277（無料）

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

https://www.ms-ins.com/contact/cc/



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189（無料）

事故はいち早く

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」は、こちらから



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）】0570-022-808

・受付時間[平日 9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）]

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ（https://www.ms-ins.com）をご覧ください。

団体総合生活補償保険（MS&AD型） 健康状況告知書ご記入のご案内（必ずお読みください）

以下の注意点を御読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。

(*)保険金額の増額、支払限度日数の延長、免責期間の短縮、てん補期間の延長、入院のみ補償特約の削除等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）、またはインターネットでお手続きされる場合は加入者ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。

・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

15

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。
 万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

- 保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
- 保険期間（保険のご契約期間）
- 保険金額（ご契約金額）
- 保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。
内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
- または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更 など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

ご相談無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険など*にご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。＊メンタルヘルス相談は疾病補償プラン（精神障害補償の有無は問いません）加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療	■健康・医療相談 ■メンタルヘルス相談	等
介護	■介護に関する情報提供 ■介護に関する悩み相談	等
認知症・行方不明時の対応相談	■認知症に関する情報提供と悩み相談 ■認知症の方の行方不明時の対応に関する相談	等
暮らしの相談	■暮らしのトラブル相談 ■暮らしの税務相談	
情報提供・紹介サービス	■子育て相談（12才以下） ■暮らしの情報提供	等

■三井住友海上ホームページの「健康・介護ステーション」でも健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

- * サービス受付のご利用時間・電話番号（通話料無料）は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。
- * お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
- * 本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- * 本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【きらら保険サービス㈱の個人情報の取扱いに関するご案内】
 いただいた個人情報は当社が委託を受けている保険会社の各種商品やサービスの案内・提供・維持管理を行うために利用させていただきます。その他、きらら保険サービス㈱の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.ki-ra-ra.jp/>）の「個人情報保護方針」をご覧くださいませようお願い申し上げます。

【きらら保険サービス(株)の個人情報に関するお問い合わせ窓口】
きらら保険サービス株式会社 業務変革室
e-mail : privacy@ki-ra-ra.jp

4. 健康に関する告知が必要な方

- ・「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- ・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容（○：あり、×：なし）		回答が必要な質問事項（○：回答要、×：回答不要）		
疾病補償	本人介護補償	質問1	質問2	質問3
○	×	○	○	×

- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約
	先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約
	抗がん剤治療特約

- 5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ**

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。

現在のこの契約を解約・減額され、新たにこの加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取り扱い

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病した病気 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^(※3) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療・拡大治験・ 患者申出療養費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療、拡大治験または患者申出療養を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
がん診断保険金補償 (待機期間不設定型) 特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病したがん（悪性新生物） ^(※4) （※5）については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、医師によってがんと診断された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
抗がん剤治療特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病したがん（悪性新生物） ^(※4) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (※ 1) 新規にご加入される場合は、「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。
- (※ 2) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。
- (※ 3) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
- (※ 4) 転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣（最初にながが発生した場所をいいます。）が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。
- (※ 5) そのがんと医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただきます場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

- 継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いとは、次のとおりです。
- (*) お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。
先進医療・拡大治験・ 患者申出療養費用保険金補償特約	なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。 〈告知の結果、お引受けできる場合〉 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。 加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名（力ナ）が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。 〈告知の結果、お引受けできない場合〉 ご加入をご継続いただくことができません。
がん診断保険金補償 （待機期間不設定型）特約	
抗がん剤治療特約	

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の入力・記入方法】

- 「加入内容の確認」画面にて、既加入内容が表示されておりますので、「内容を変更」ボタンを押下し、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。
加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

- ・各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。
- ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

